墨 田 区（報道）

ひと、つながる。墨田区　SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
墨田区は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和８年８月 26 日　秋末

～ 被災者の生活再建をバックアップします～

【令和８年熊本地震・千葉豪雨被災者支援】コミュニティ住宅への受け入れを開始

区は、「令和８年熊本地震」又は「令和８年８月千葉豪雨」で被災され、住宅が破損するなど居住継続が困難となった方々を支援するため、令和８年８月 26 日から、墨田区コミュニティ住宅（文花二丁目コミュニティ住宅＝文花 2-9-7）への受け入れを開始しました。

提供期間は、入居日から当面三か月間とし、最長１年まで更新が可能です。使用料及び保証金は免除となり、エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ・カーテン・照明など、生活に必要な家具・家電は区が準備します。申請には、「罹災証明書（半壊以上）」、「避難前の住所がわかる書類」、「コミュニティ住宅一時使用許可申請書・誓約書」が必要です。

また、区では、「令和８年熊本地震」に加え、「令和８年８月千葉豪雨」についての義援金を受け付けています。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて全額が被災された方々に届けられます。

今後も被災された方々が一日も早く安心した生活を取り戻せるよう、一人ひとりの状況に寄り添った必要な支援を行ってまいります。

《概要》

（１）提供住宅：文花二丁目コミュニティ住宅　**５戸**

（２）対　象　者：令和８年熊本地震又は令和８年８月千葉豪雨により、災害救助法が適用になった市区町村の被災者で住宅が被災するなど、居住継続が困難となった方

（３）受付方法：電話、郵送又は窓口（いずれも密集市街地整備推進課）※先着順

（４）受付開始日：令和８年８月 26 日（水）から当面の間

（５）受付期間：午前８時 30 分から午後５時まで（土日、祝日を除く）

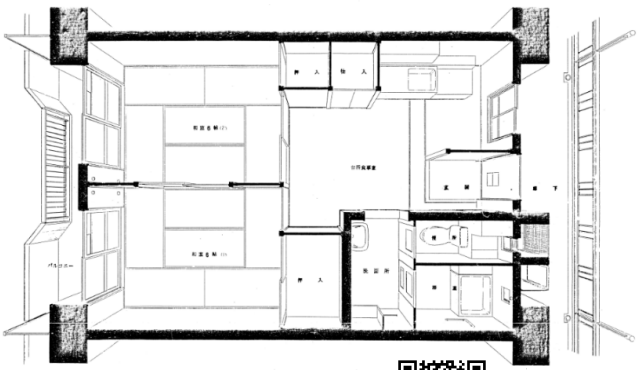
（６）保証金・使用料：**免除**

※住戸内の電気・ガス・水道料金は入居者負担とする。併せて、共用部電気代（月額数千円×入居期間）を入居時に徴収する。

《提供住戸のイメージ（写真・室内パース）》







《区の災害対応について》
https://www.city.sumida.lg.jp/anzen_anshin/bousai/saigaitaiou/index.html

《義援金について》
https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/volunteer/gienkin/index.html

《問合せ》【コミュニティ住宅について】都市計画部　密集市街地整備推進課　TEL 03-5608-1338
【義援金について】地域活動推進課 地域活動推進担当　TEL 03-5608-6705
※ お問い合わせは午後５時までにお願いします。（広報広聴担当　TEL 03-5608-6220）